

町田市監査委員の執務及び監査事務局の処務に関する規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

令和8年8月31日

町田市監査委員	小泉	めぐみ
	古川	健太郎
	渡辺	厳太郎
	松葉	ひろみ

町田市監査委員規程第4号

揭示期限:9月14日

町田市監査委員の執務及び監査事務局の処務に関する規程の一部を改正する規程

町田市監査委員の執務及び監査事務局の処務に関する規程（昭和４６年８月町田市監査委員訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（監査の着手） 第２条 監査委員は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第７５条第１項、第９８条第２項、第１９９条第６項及び第７項、第２３５条の２第２項、<u>第２４３条の２の９第３項</u>（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３４条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第２７条の２第１項の規定による監査の請求又は要求があったときは、１０日以内に監査に着手するものとする。 （代表監査委員の決裁事項） 第１０条 代表監査委員の決裁事項は、次のとおりとする。 （１）略 <u>（２）略</u> <u>（３）前２号に掲げるもののほか、特に重要な庶務に関すること。</u> （文書の取扱い） 第１８条 略 <u>２ 前項の規定により町田市文書管理規程の例によるとされた公示文書の事案の起案は、同規程第１６条第３項第１号の規定にかかわらず、同条第１項の電子起案方式により行う。</u>	（監査の着手） 第２条 監査委員は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第７５条第１項、第９８条第２項、第１９９条第６項及び第７項、第２３５条の２第２項、<u>第２４３条の２の８第３項</u>（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３４条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第２７条の２第１項の規定による監査の請求又は要求があったときは、１０日以内に監査に着手するものとする。 （代表監査委員の決裁事項） 第１０条 代表監査委員の決裁事項は、次のとおりとする。 （１）略 <u>（２）監査委員の旅行を命令し、復命を受けること。</u> <u>（３）略</u> <u>（４）前３号に掲げるもののほか、特に重要な庶務に関すること。</u> （文書の取扱い） 第１８条 略

附 則

この規程は、令和８年９月２４日から施行する。